

ポーラ、女性活躍推進企業認定『プラチナえるぼし認定』を取得

株式会社ポーラ（本社：東京都品川区、代表取締役社長：小林琢磨）は、厚生労働省が実施する女性活躍推進企業認定『プラチナえるぼし認定』を3月11日に取得しました。

■『プラチナえるぼし認定』とは

「女性活躍推進法」に基づき、自社で設定した取り組みの実施状況の優良な企業が、厚生労働省の認定を受けることができる制度です。『プラチナえるぼし認定』は、『えるぼし認定』企業のうち一般事業主行動計画の目標達成や、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。ポーラは、2022年7月に『えるぼし認定』3段階目を取得。今回、3段階目よりさらに高い基準を満たしたことでの『プラチナえるぼし認定』の取得となりました。

【ポーラの女性活躍推進実績・事例】

- ・全従業員比率：男性 約24% 女性 約76%（2025年4月時点）
- ・女性管理職比率：35.6%／女性役員比率：12.5%（2025年4月時点）
- ・意欲と能力ある女性従業員の活躍の場の拡大、管理職登用への抜擢人事、公平性ある人事評点・地域で働く女性の繋がり創出やキャリア・自己理解の場づくり
- ・非正規からの転換制度、再雇用制度改定
- ・ジェンダーにおける「無意識バイアス」を知る研修、e-ラーニングなど様々な社内研修



◆育児

- ・育児休業取得率：男性 約183% 女性 100%（2024年12月時点）
- ・育休平均取得期間：男性 約38日間 女性 337日間（2024年取得者平均）
- ・社内有志メンバーによる産育休や子育てを経験している社員へのインタビュー情報の発信

◆介護

- ・介護休業、介護休暇・介護のための時短、フレックス制度
- ・介護サービス利用補助、介護休暇時の社会保障支援

◆健康

- ・不妊治療、卵子凍結、更年期などの福利厚生サポート
- ・婦人科医による女性健康支援
- ・がんに罹患した方の就労・治療の両立を実現するべく設計した「がん共生プログラム」の推進
- ・傷病時短制度、傷病退社からのカムバック制度

◆働き方

- ・1か月毎に（6時間・7時間・フルタイム）の選択ができる時短勤務
- ・出社とリモートのハイブリッド勤務などの柔軟な働き方



FAIRY JAPAN

POLA

ポーラは、新体操ナショナル選抜団体チーム・新体操個人日本代表「フェアリー ジャパン POLA」のオフィシャルパートナーです。